

CONTENTS

- トピックス 緊急告知!! 北海道日本ハムファイターズ一軍コーチ 白井一幸氏による講演会のお知らせ
- 知的財産権コラム 防護標章制度について 弁護士 森田 博 貴
- 家事コラム 遺産分割の諸問題⑦～実際の遺産分割協議の進め方②～ 弁護士 茂木 佑 介
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ
- 事務員コラム グレイスのご紹介編「事故専門部セミナーのご報告」 事務員 加治屋 佳 織

TOPICS 講演会のお知らせ

緊急告知!!

北海道日本ハムファイターズ一軍コーチ 白井一幸氏による講演会のお知らせ

顧問企業様
先着 40名
無料ご招待

講演テーマ

強い組織づくりと人材の育成

白井一幸氏

今年も残すところ1ヶ月余りとなりました。
皆様におかれましては年末年始に向けて一層お忙しい毎日をお過ごしかと存じます。

さて、そんな中ではございますが、今年最後の弊社主催イベントのお知らせです。

今年見事にリーグ優勝、そして日本一を勝ち取った北海道日本ハムファイターズ。
その活躍は皆様の記憶にも新しいかと思えます。

弊社では、内野守備走塁コーチ兼作戦担当を務める白井一幸氏をお招きし、
「強い組織づくりと人材の育成」というテーマで講演会を開催することになりました。
そこで今回、日頃の感謝を込めて**顧問企業様 先着40名をご招待**させていただきます。

企業でもスポーツでも、強い組織、そしてその組織を支える人材の育成は至上命題です。
新年を迎えるその前に、今後の企業運営や組織づくりについてエッセンスを取り入れてはいかがでしょうか。
所員一同、皆様のご参加をお待ち申し上げます!



講師 白井一幸氏
北海道日本ハムファイターズ
内野守備走塁コーチ兼
作戦担当

日時 2016年 12月 22日(木) 16:00~17:30

会場 TKPガーデンシティ鹿児島中央
〒890-0053 鹿児島市中央町 26-1 南国アネックス 2F/3F

参加費 無料

講師 白井一幸氏 北海道日本ハムファイターズ一軍コーチ
内野守備走塁コーチ兼作戦担当



お申込み方法

弊社宛にお電話にてお申し込みください。TEL: 099-822-0764 (担当: 河野・黒岩)

第13回 防護標章制度について

弁護士
森田 博貴



今月は、防護標章をテーマに取り上げます。防護標章とは、使用する予定のない商品や役務についても、著名な商標を有していれば権利として保護され、他人の権利化や使用を阻止できる制度です。

たとえば、米国の大手IT企業の一つである「IBM」（余談ですが、弊所代表弁護士の古手川がかつて勤めていた会社でもあります）は、主力商品である「電気通信器具、電子応用機械器具」を対象に「IBM」という商標の登録を行う他、「織物、編み物、フェルト、その他の布地」等の同社の事業内容とは無関係の商品に対しても、防護標章を獲得しております。

商標権は、対象となる商品・役務を指定して登録することは既に何度もご説明して参りましたが、防護標章制度は、そうした制度の不都合を是正するために設けられた制度です。

すなわち、たとえば、私が「IBM」という商標を「織物、編み物、フェルト、その他の布地」という商品類型を指定して登録した場合、私は、Tシャツに「IBM」のロゴを用いて自由に売ることができることになります。もっとも、たとえば私がものすごく恰好の悪いTシャツをデザインし、そこに「IBM」のロゴを常に付けたとすると、IBMはどのような不利益を被るでしょうか。「IBM」という商標が社会からの嘲笑の対象になるなど、IBMのブランドイメージを下げる事態が生じかねません。

防護標章とは、そういった事態を避けるべく、自らが使用する予定のない商品・役務についても、自らが既に登録している商標を保護（防護）することを目的に一定の保護を与えるものなのです。

その保護の内容についてですが、具体的には、防護標章の登録がなされた場合、他者は、当該標章と同一内容の商標登録を受けることができず、また、無断で勝手に当該標章を利用している場合には、その差止めや損害賠償の責めを負うことになります。

たとえば、上のIBMの例でいえば、IBMは、「織物、編み物、フェルト、その他の布地」を対象に「IBM」の防護標章登録を行っているため、私が「織物、編み物、フェルト、その他の布地」を対象に「IBM」という商標の登録を得ることはできず、また、勝手に「IBM」というロゴを用いたTシャツを作って販売することもできないこととなります（これを行うと商標権侵害となり損害賠償責任等の法的責任を負うこととなります）。

なお、上の説明を受けて、「そうであれば、IBMは、『織物、編み物、フェルト、その他の布地』についても、防護標章ではなく、通常の商標登録を受ければよいのではないか」との疑問を抱く方がいらっしゃるかと思います。しかしながら、これはできません。すなわち、通常の商標の登録には、「使用する意思」（商標法3条1項『自己の業務にかかる商品又は役務について使用する商標』）が必要とされています。IBMには、Tシャツの作成・販売を行う意思は通常認められないため、「織物、編み物、フェルト、その他の布地」を対象とする商標登録はできないのです。

第8回 遺産分割の諸問題⑦ ～実際の遺産分割協議の進め方②～

弁護士
茂木 佑介



さて、前回から実際の遺産分割協議の進め方についてお話をさせていただいております。今回は、裁判所を利用せずに当事者同士、又は弁護士を通じて遺産分割協議を行っていく方法についてお話をいただきました。

一般的に裁判所に申立てをすることは心理的なハードルも高く、出来ることなら裁判所を利用せずに穏便に協議で話をまとめたいと考えられている方が殆どでしょう。もちろん、当事者が少なく、かつ、当事者がいずれも協力的である場合は協議でまとまる可能性も高く、比較的迅速に解決することもあります。

しかし、実際には協議で行う場合は、相続人の人数に関わらず、相続人全員が協議内容に合意し、遺産分割協議書に署名捺印をしなければ解決にいたりません。例えば、20人の相続人の内、19人が同意していたとしても、最後の1人が反対しているような場合は協議がまとまらないことになってしまいます。このような場合は、いたずらに時間が経過することとなり、時にはその間に相続人の誰かが亡くなることで更に相続人が増えていくといった事態も考えられます。

その為、相続人が多い場合や、相続人の一部が非協力的である場合などは、早々に遺産分割調停を申し立てることをお勧めします。遺産分割調停は、他の調停と同様、調停委員を通じて裁判所で行うお話し合いです。しかし、お話し合いが成立する見込みの無い場合は、それまでに提出された資料等に基づき、裁判所が「審判」という形で最終的な解決方法を提示されます。その為、調停を行ったにもかかわらず、何も決まらなかったという事態は殆ど生じません。多くの遺産分割に関わる問題は、このような遺産分割調停・審判の中で解決されていくことになります。

もっとも、何点か遺産分割調停・審判の中でも解決できない問題があるので注意が必要です。典型的なのは、使途不明金がある場合です。相続人の内の誰かが被相続人が亡く

なる前後に預貯金等を引き出していた場合は、「不当利得返還請求訴訟」という形で通常の民事訴訟の中で解決を図らなければなりません。

また、遺言が作成されていた場合は、状況に応じていくつかの訴訟を使い分ける必要があります。認知症等によって意識が不明瞭な際に作られた遺言がある場合は「遺言無効確認訴訟」を、遺言無効を争うことは難しいが遺言で遺留分が侵害されている場合は「遺留分減殺請求訴訟」を提起しなければいけません。その他、遺言で不動産の相続が共有となっている場合は「共有物分割訴訟」という訴訟を提起することになります。

以上のように、当事者間の協議のみによって遺産分割が解決しなかった場合、多種多様な手段を検討し、状況に応じて最も適切な手段を選んでいかなければなりません。その為、非常に高度な専門知識と経験が不可欠となります。当事務所では常時多数の遺産分割案件を扱っており、多くのノウハウが蓄積されております。当事者間での遺産分割協議に限界を感じられた方は一度当事務所にご相談ください。

\ 法人・事業主向け /

セミナー開催の
お知らせ

社会福祉法改正 平成29年4月施行 **完全無欠** 対応セミナー **参加費無料!!**
定款を駆使し、法改正を味方につける!!

講師 **大武 英司**
(当事務所弁護士)

平成29年4月に社会福祉法人の機関が持つ役割・権限の内容が大幅に変わります。その内容はただ単に改正法に合わせた機関設計をすればよいという話ではありません! 今知っておかなければ社会福祉法人の事業の活動に大きな影響を及ぼすであろう今回の改正法について分かりやすく解説いたします。

<p>鹿児島会場</p> <p>12月8日(木) 17:00~19:00</p> <p>会場 NCサンプラザ</p>	<p>川内会場</p> <p>12月15日(木) 17:00~19:00</p> <p>会場 川内文化ホール</p>	<p>鹿屋会場</p> <p>12月21日(水) 17:00~19:00</p> <p>会場 リナシティかのや</p>
--	--	---

参加費: **参加費無料!!** 申込締切: 各会場とも開催日の1週間前(定員になり次第締め切らせていただきます)
詳細はホームページでもご確認いただけます。WEB <http://www.kotegawa-law.com/355/>

参加申込・お問合せ

TEL (担当: 水元)
099-822-0764

FAX
099-822-0765

メールフォーム
<http://www.kotegawa-law.com/contact/>

\ 事故専門部からのお知らせ /

ホームページ
続々更新中!

自動車保険の特約がよく分からない、という方のために、基本的な部分について解説させていただきます。
WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/765/76518/>

事務員コラム

グレイスご紹介編



事務員 加治屋 佳織

先月開催した弊所事故専門部弁護士 高山が講師を務めたセミナーの様子をご紹介します。

グレイス紹介

事故専門部

セミナーのご報告

10月27日、「第1回 保険法務徹底強化セミナー」と題しまして、鹿児島県の保険代理店の方々へ向けたセミナーを開催いたしました。

県内各所からお集りいただき、当日は多くの代理店の方々にご参加いただきました。

当日は、改正保険業法により今後代理店経営で求められる法的義務、法的リスク及び予防方法を高山が説明いたしました。代理店の皆様も聞き入っていらっしゃる様子で、分かりやすい説明だったとの評価をいただきました。弁護士ならではの具体的な事例を豊富に取り入れたセミナーとなり、高山のセミナーは大盛況で終了しております。普段緊張する様子のない高山ですが、この日ばかりは少し緊張していたようです。

今後、事故専門部では、保険法務や保険に関わる法律分野について3回に分けて徹底的に解説するセミナーを開催する予定です。
次回以降もご期待くださいませ。

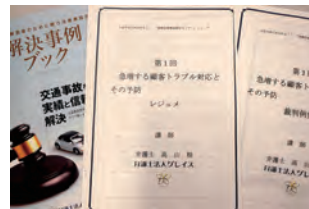
今後開催予定のセミナーについて

詳細が決まり次第、弊所ホームページにてご案内いたします。どうぞご覧ください。

WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/730/>



高山のセミナーの様子です。



当日お配りした資料の一部です。

SEMINAR DATA

保険法務徹底強化セミナー①
「急増する顧客トラブル対応とその予防」

講師 高山 桂(当事務所弁護士)
WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/730/281027/>

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名: _____ ご相談希望日: _____

ご担当者名: _____ ご相談内容: _____

ご連絡先TEL: _____

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります